

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 日

船 橋 市 長 殿



提出者

住 所 千葉県船橋市習志野4丁目16番12号
氏 名 朋和産業株式会社
代表取締役社長 小澤 善孝

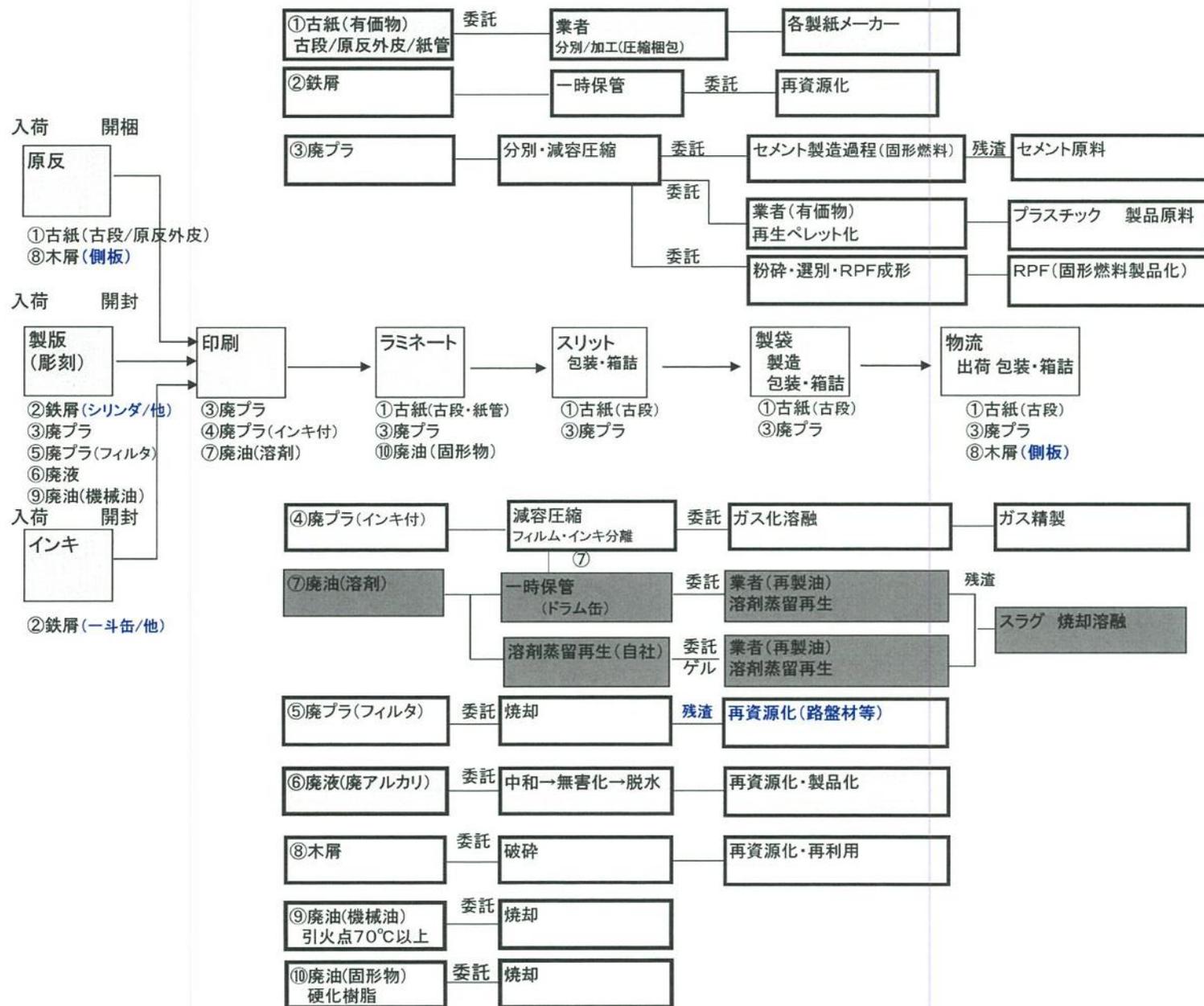
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 047-456-5011

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

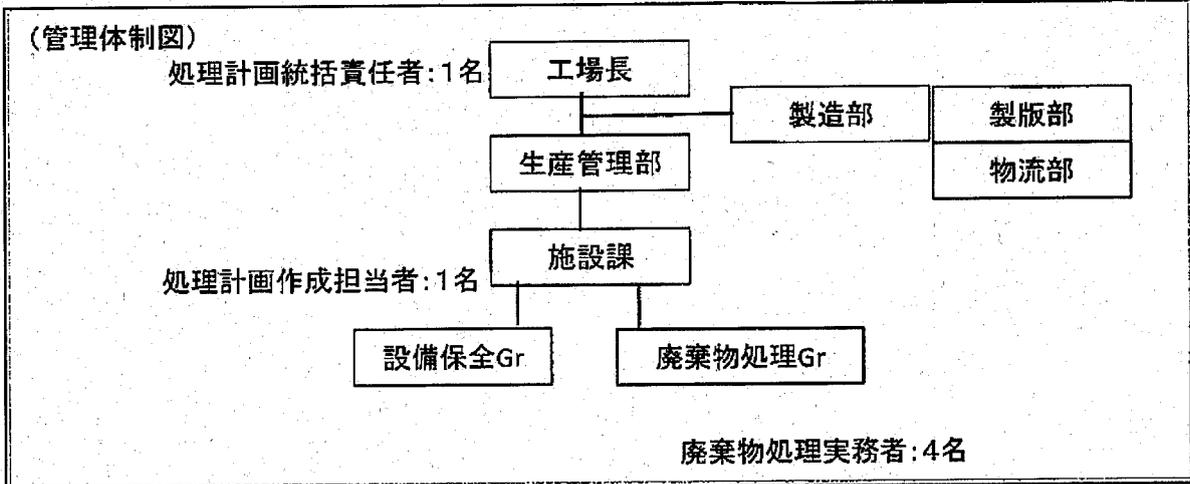
事業場の名称	朋和産業株式会社 習志野工場
事業場の所在地	千葉県船橋市習志野4丁目11番10号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：製造業 中分類：印刷・同関連業 小分類：紙以外の印刷業
②事業の規模	前年度製品出荷額 160億円
③従業員数	689名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙参照のこと

④産業廃棄物の一連の処理の工程



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
別紙参照のこと			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙参照のこと			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	別紙参照のこと
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	別紙参照のこと

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら行う産業廃棄物の再生利用はありません。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する計画はありません。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 別紙参照のこと			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 別紙参照のこと			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	/	/
	(これまでに実施した取組) 自ら行う産業廃棄物の埋立処分及び海洋投入はありません。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	/	/
	(今後実施する予定の取組) 自ら行う産業廃棄物の埋立処分及び海洋投入に関する計画等はありません。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	全処理委託量	/	/
	優良認定処理業者への処理委託量	/	/
	再生利用業者への処理委託量	/	/
	認定熱回収業者への処理委託量	/	/
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	/	/
(これまでに実施した取組) 別紙参照のこと			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
別紙参照のこと			
※事務処理欄			

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

1. 現状【前年度（2023年度）実績】

産業廃棄物の種類	②鉄屑	③廃プラスチック	④廃プラ(インキ付)	⑤廃プラ(フィルタ)	⑥-a 廃液(酸アルカリ)	⑧廃油(機械油)	⑨廃油(固形物)
排出量	4.9t	2,475.7t	47.4t	2.8t	342.0t	1.7t	18.5t

これまでに実施した取り組み

- 【減量化】… 製品の過剰包装低減、インキ付廃プラにおけるインキ採取(廃プラと残インキ分別)などを実施
営業起因による廃棄物は、全社的取り組みが営業部門の協力なくしては成り立たない活動テーマであるので、引き続き徹底した削減活動を営業と製造が協力して削減努力を進める
- 【再資源化】… 各生産工程で推進している廃棄物の分別化を安定した取り組みとして今後も活動していく

2. 計画【目標】

産業廃棄物の種類	②鉄屑	③廃プラスチック	④廃プラ(インキ付)	⑤廃プラ(フィルタ)	⑥-a 廃液(酸アルカリ)	⑧廃油(機械油)	⑨廃油(固形物)
排出量	5.1t	2,688.6t	51.5t	2.9t	351.9t	1.7t	23.1t

今後実施する予定の取り組み

2023年度は前年度より再生率が更に下がる結果となった。昨今の顧客ニーズは「脱プラスチック」傾向にあるが、一方で循環利用(再生)に不向きな製品が増加傾向となっており、原油高騰も続く現状を踏まえ、これまで以上にリサイクル活動が環境に対しては企業の損益の面で大きな意味を持つので、廃棄物の分別を行い、各生産工程で段取り中のプレス印刷工程でのインキ皿シート(インキ付廃プラ)、試刷り等の必要ロスについても継続して削減に努める

産業廃棄物の分別に関する事項

1. 現状(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

廃プラスチック: 生産工程上および自社内の廃棄物処理(減容圧縮等)を行う段階で有価物になりうる材質とそれ以外を識別する
有価物(プラスチック原料) → ポリプロピレン、ポリエチレン
インキ付廃プラについても、付着物であるインキを採取することで廃プラの排出重量を削減に努めてきたので、今後も継続して、廃プラとインキ(廃油)を分別を徹底する

2. 計画(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

顧客ニーズの多様化、SDGsなどの自然環境への配慮から、包材の材質がフィルムから紙の貼り合わせのものに変化して、分別が難しくなっています。生産量は増加傾向で分別して廃プラスチックの排出量が増える中、削減がこれまで以上に難しくなるが、分別活動を徹底し再資源化を推進することに努める。今後も事業所としての有益性も追及できる運用として分別の徹底と廃棄物の削減を継続していく。廃プラスチック以外の廃棄物も各工程内での分別は実施済み。有価物として転用が可能なものは、出来る限り分別を行い再生品として再資源化に努める

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

1. 現状【前年度（2023年度）実績】

産業廃棄物の種類	②鉄屑	③廃プラスチック	④廃プラ(インキ付)	⑤廃プラ(フィルタ)	⑥-a 廃液(酸アルカリ)	⑧廃油(機械油)	⑨廃油(固形物)
自ら行う産業廃棄物の中間処理	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t

これまでに実施した取り組み

2009年度に運用開始した自社処分であるが、実際、2012年度を区切り運用を終了している

2. 計画【目標】

産業廃棄物の種類	②鉄屑	③廃プラスチック	④廃プラ(インキ付)	⑤廃プラ(フィルタ)	⑥-a 廃液(酸アルカリ)	⑧廃油(機械油)	⑨廃油(固形物)
自ら行う産業廃棄物の中間処理	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t

今後実施する予定の取り組み

現状、自社(他事業所)の中間処理施設での焼却処分は、運用しながら受け入れ先のキャパオーバーであることから、運用を休止せざるを得ない状況である。自社処分で見られる有益性は、環境への配慮や環境負荷低減(焼却によるCO2発生等の温室効果ガス排出抑制)、廃棄物に掛かるコスト削減を図る上で、メリットが大きな取組であること。これまでの運用が実証している。先に述べたとおり、自社の設備での中間処理には限界があり生産量が増加している現状では新たな取組を見出すことは難しくなっている

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

1. 現状【前年度（2023年度）実績】

産業廃棄物の種類	②鉄屑	③廃プラスチック	④廃プラ(インキ付)	⑤廃プラ(フィルタ)	⑥-a 廃液(酸アルカリ)	⑧廃油(機械油)	⑨廃油(固形物)
全処理委託量	4.9t	2,475.7t	47.4t	2.8t	342.0t	1.7t	18.5t
優良認定処理業者への処理委託量	0.0t	2,475.7t	0.0t	0.0t	342.0t	1.7t	0.0t
再生利用業者への処理委託量	4.9t	0.0t	47.4t	0.3t	0.0t	0.0t	18.5t
認定熱回収業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
認定熱回収業者以外の焼却処分を行う業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t

これまでに実施した取り組み

当事業所における廃棄物の委託処理量は生産量に比例し増加傾向にあり、その全てを外部委託業者での処分には依存している

2. 計画【目標】

産業廃棄物の種類	②鉄屑	③廃プラスチック	④廃プラ(インキ付)	⑤廃プラ(フィルタ)	⑥-a 廃液(酸アルカリ)	⑧廃油(機械油)	⑨廃油(固形物)
全処理委託量	5.1t	2,688.6t	51.5t	2.9t	351.9t	1.7t	23.1t
優良認定処理業者への処理委託量	0.0t	2,688.6t	0.0t	0.0t	351.9t	1.7t	0.0t
再生利用業者への処理委託量	5.1t	0.0t	51.5t	0.3t	0.0t	0.0t	23.1t
認定熱回収業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
認定熱回収業者以外の焼却処分を行う業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t

今後実施する予定の取り組み

今後も継続して廃棄物の再資源化・有価売却・分別など、当事業所から排出されるあらゆる廃棄物を有益に処理する運用を目指し推進する

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 6 年 6 月 日

船 橋 市 長 殿



提出者

住 所 船橋市習志野4丁目16番12号

氏 名 朋和産業株式会社

代表取締役社長 小澤 善孝

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

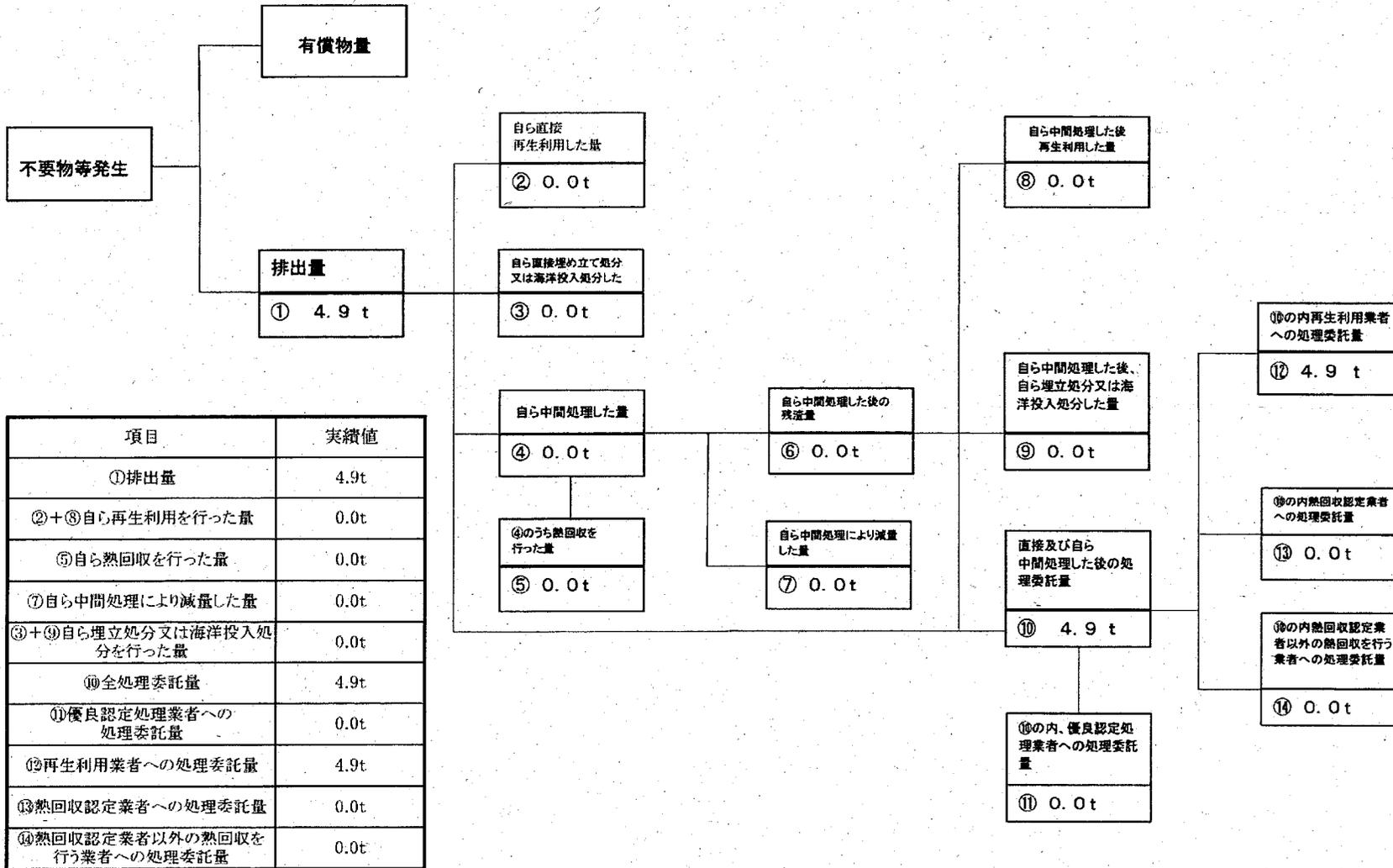
電話番号 047-456-5011

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和5年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	朋和産業株式会社 習志野工場		
事業場の所在地	千葉県船橋市習志野4丁目11番10号		
事業の種類	大分類：製造業 中分類：印刷・同関連業 小分類：紙以外の印刷業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和5年4月1日から 令和6年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	3094.0 t	全処理委託量	3094.0 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	3027.3 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	64.0 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t
※事務処理欄			

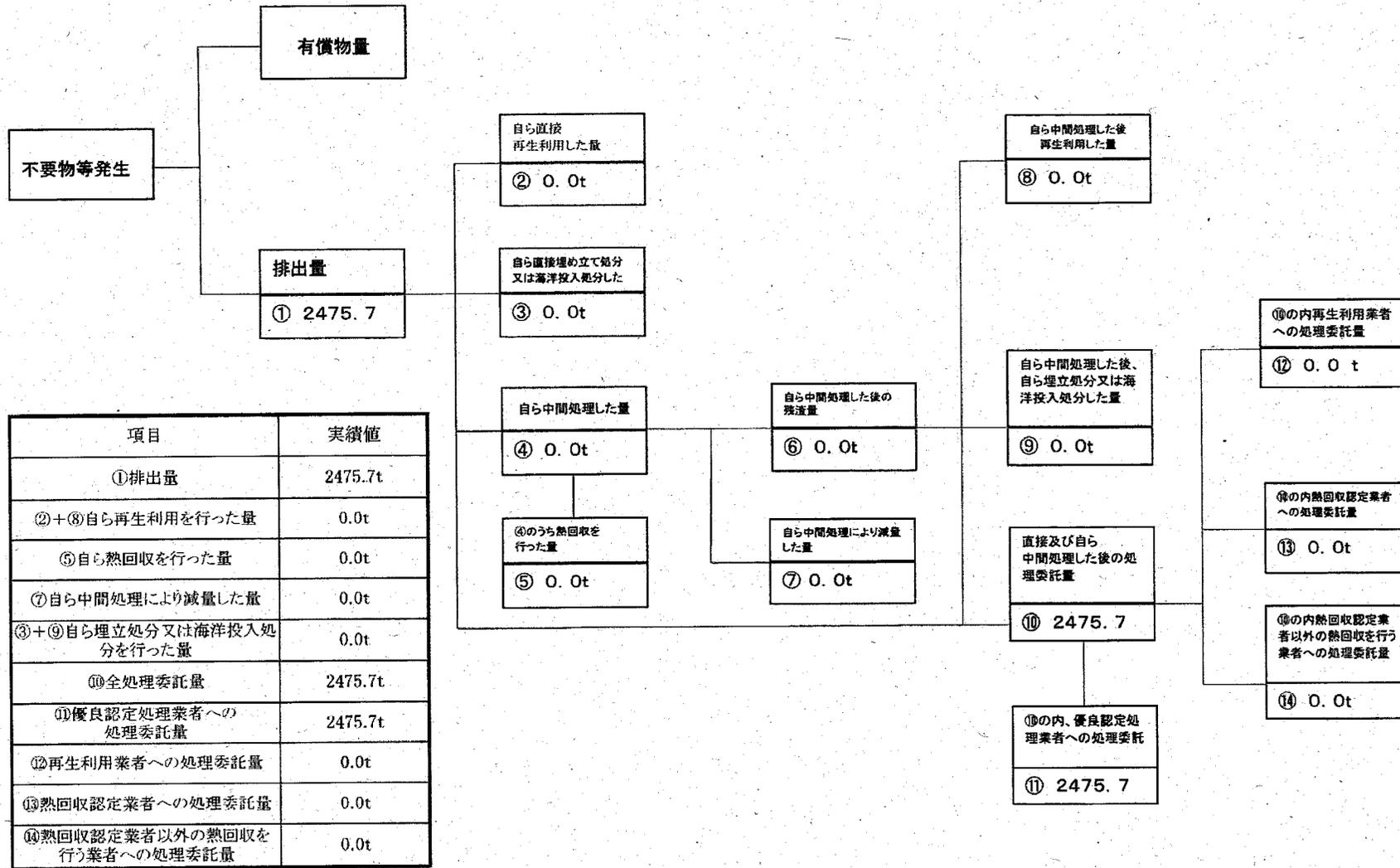
計画の実施状況

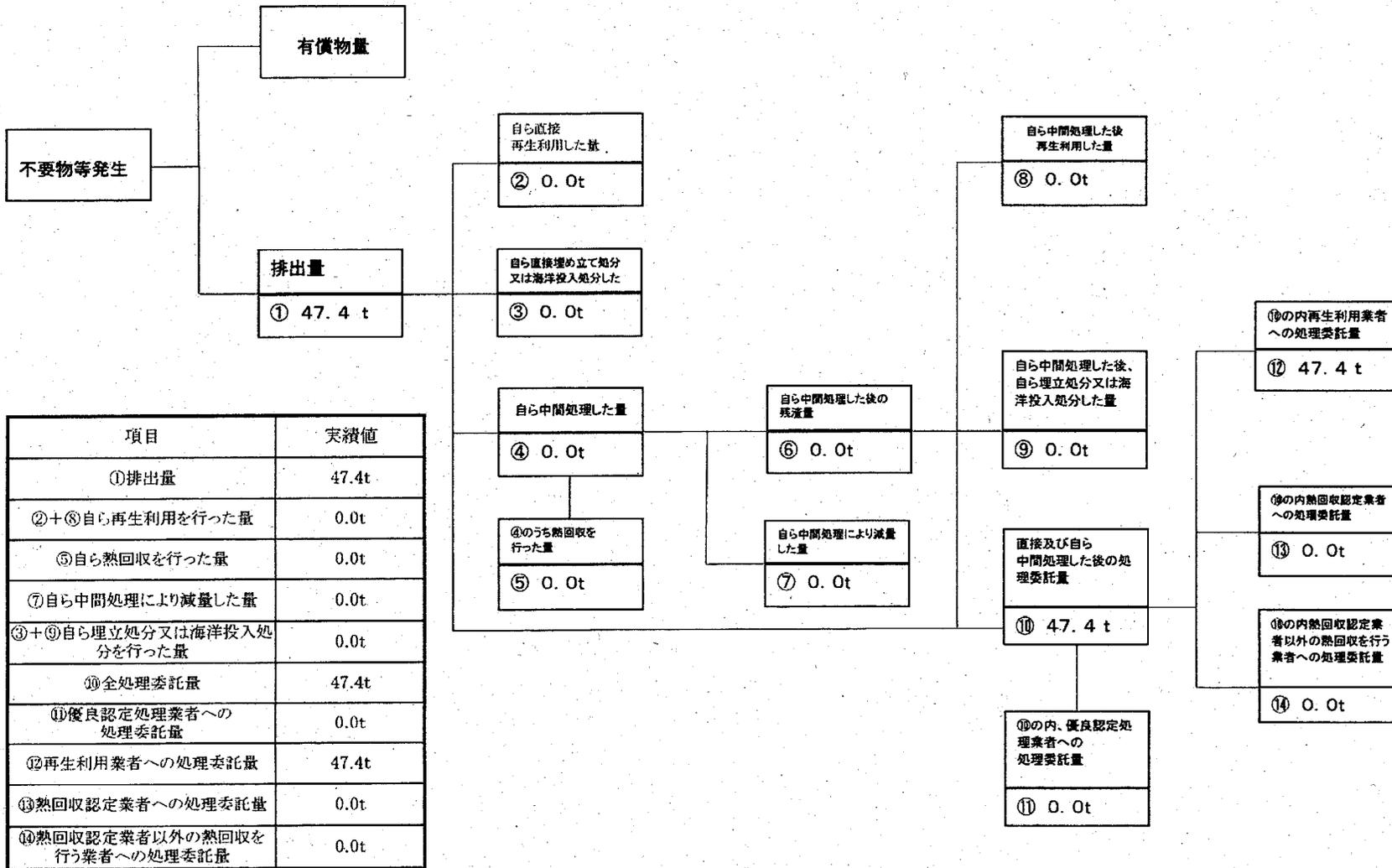
(産業廃棄物の種類: 鉄くず)



計画の実施状況

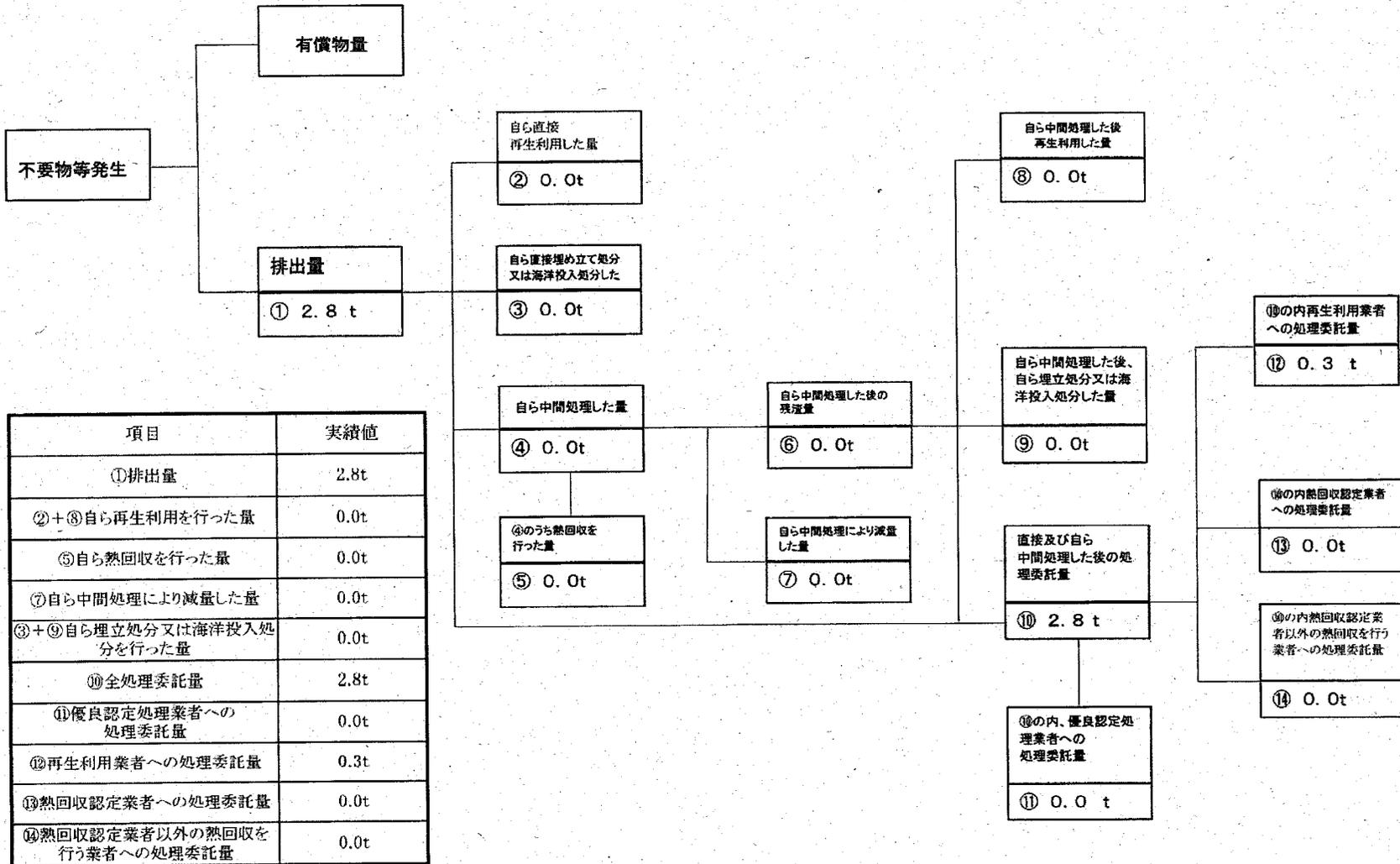
(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック)

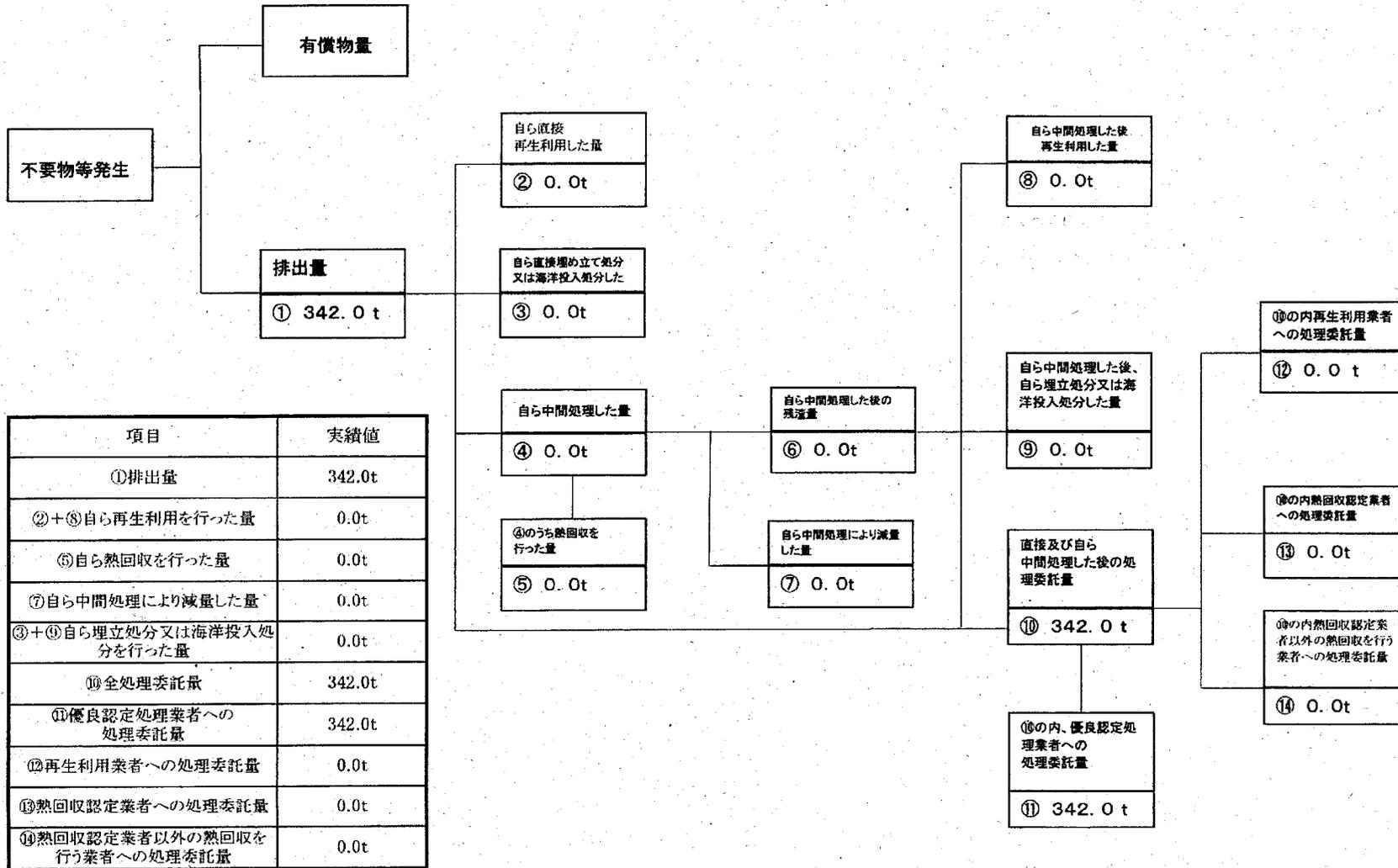


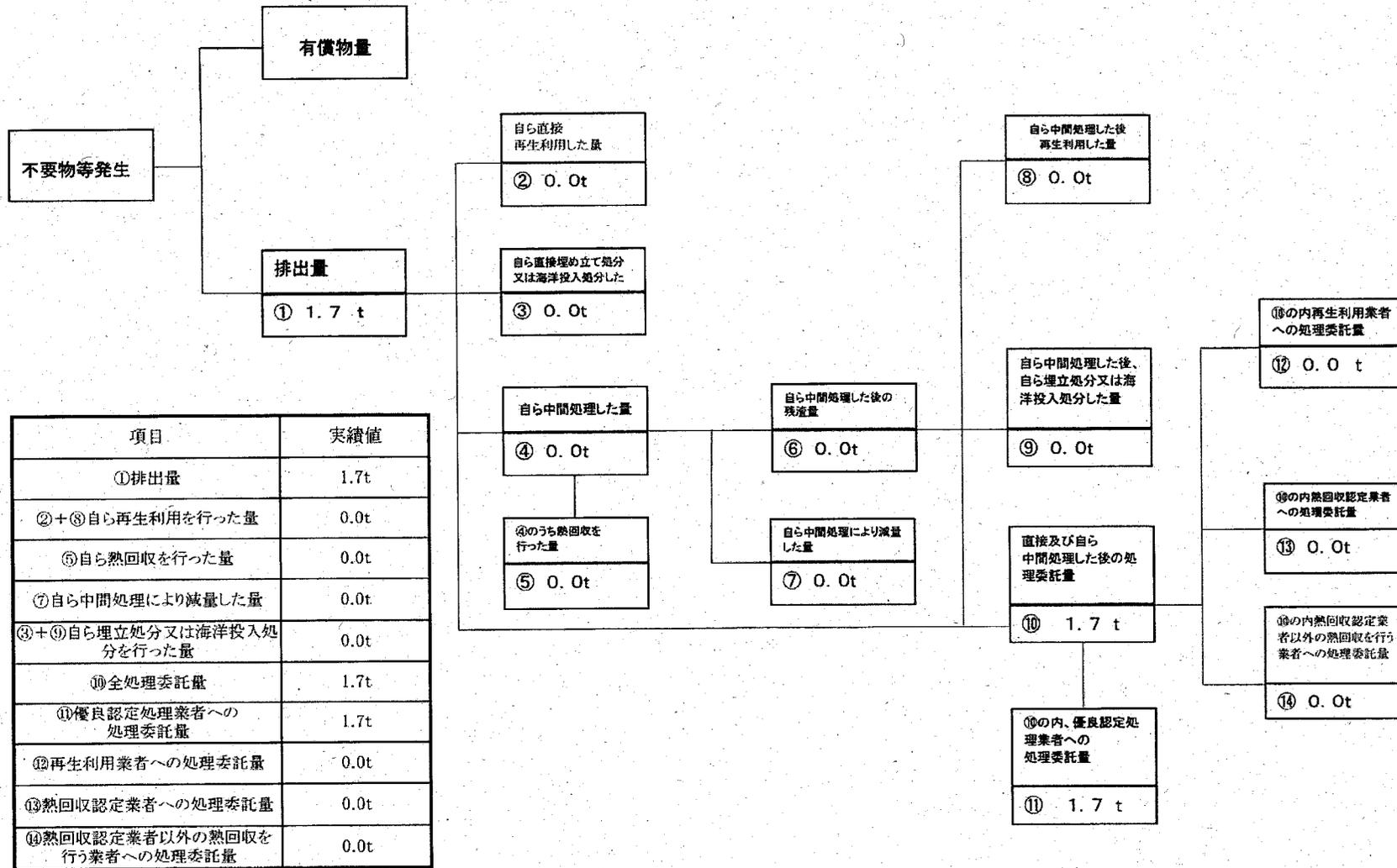


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃プラ(フィルタ))

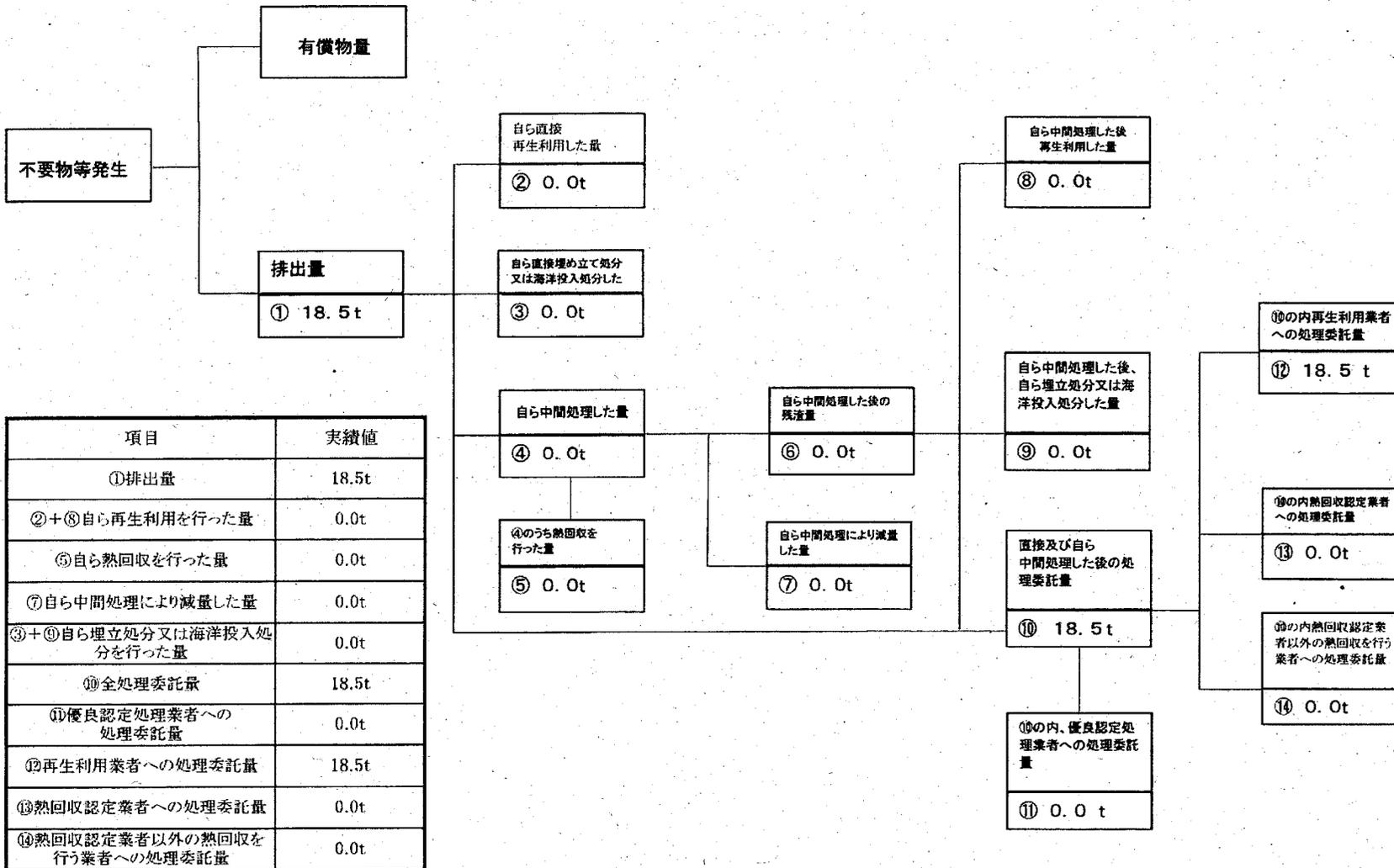






項目	実績値
①排出量	1.7t
②+③自ら再生利用を行った量	0.0t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0t
③+④自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0t
⑩全処理委託量	1.7t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	1.7t
⑫再生利用者への処理委託量	0.0t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t

計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃油(固形物))



項目	実績値
①排出量	18.5t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0t
③+④自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0t
⑩全処理委託量	18.5t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0t
⑫再生利用業者への処理委託量	18.5t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6 月 日

船 橋 市 長 殿



提出者

住 所 船橋市習志野4丁目16番12号
 氏 名 朋和産業株式会社
 代表取締役社長 小澤 善孝
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 047-456-5011

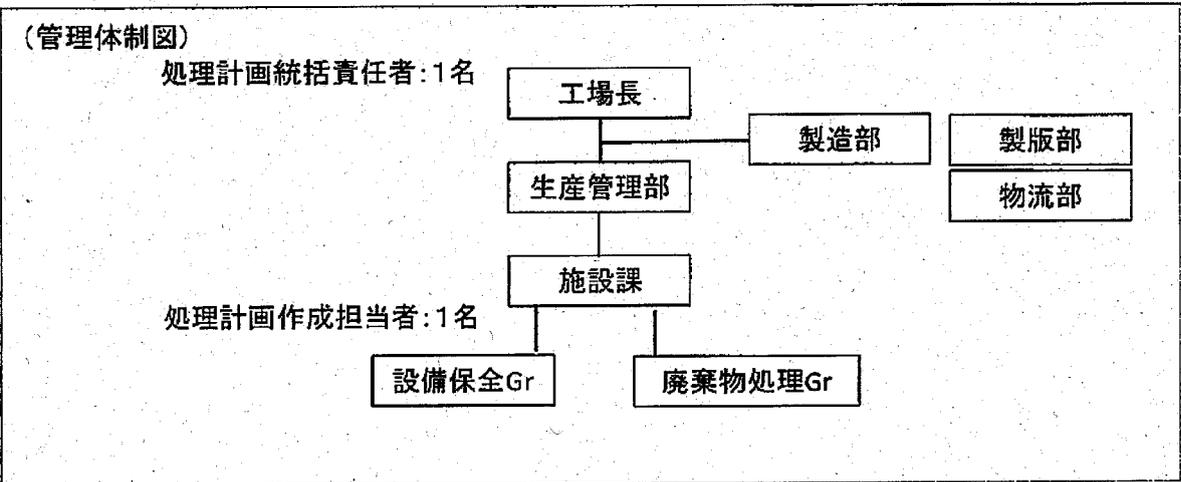
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	朋和産業株式会社 習志野工場
事業場の所在地	千葉県船橋市習志野4丁目11番10号
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：製造業, 中分類：印刷・同関連業, 小分類：紙以外の印刷業
②事業の規模	前年度製品出荷額 160億円
③従業員数	689名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙参照

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(5 年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
別紙参照のこと			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙参照のこと			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙参照のこと
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類・分別に関する取組) 別紙参照のこと

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用はありません。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する計画はありません。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
別紙参照のこと			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
別紙参照のこと			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（ 5 年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	/	/
	(これまでに実施した取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分及び海洋投入はありません。			
【目標】			
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	/	/
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分及び海洋投入に関する計画等はありません。			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（ 5 年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	全処理委託量	/	/
	優良認定処理業者への処理委託量	/	/
	再生利用業者への処理委託量	/	/
	認定熱回収業者への処理委託量	/	/
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	/	/
	(これまでに実施した取組)		
別紙参照のこと			

		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
②計画	全処理委託量		t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量		t	t
	再生利用業者への 処理委託量		t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t	t
			(今後実施する予定の取組)	
		別紙参照のこと		
		【前年度（ 5 年度）実績】		
電子情報処理組織の 使用に関する事項	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル 廃棄物を除く。)		165	t
	(今後実施する予定の取組等) 2022年(令和4年)8月排出分の特別管理産業廃棄物より 電子マニフェストによる運用を開始いたしました。 今後も継続して電子マニフェスト運用を実施して参ります。			
※事務処理欄				

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

1.現状【前年度（2023年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	㊸-b 廃酸(廃液・汚泥)	㊸-a 廃油	㊸-b 廃油(ゲル)
排出量	110.0t	51.7t	3.3t

これまでに実施した取り組み

2023年度より廃液の排出方法が見直しされ、廃酸と廃アルカリを個々に回収をされるようになった。
 これまでは、排出量の多い廃アルカリと排出量が少ない廃酸を同一容器にて回収していた為、廃酸は中和され廃アルカリ(弱)として産業廃棄物にて処分しておりました。2023年度から排出方法を廃酸と廃アルカリを各々個別に回収する運用に変更され、廃酸の排出量が増える結果となった。
 尚、廃棄物排出量削減への取組は、排出量は生産量に比例し増加する傾向にあるので、原単位レベルで無駄なロスを減らし、歩留まり向上に取り組んでいる。

2.計画【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	㊸-b 廃酸(廃液・汚泥)	㊸-a 廃油	㊸-b 廃油(ゲル)
排出量	121.0t	54.3t	3.5t

今後実施する予定の取り組み

製造移管等によりこれまで取扱いがなかった、インキの使用量が増加している。これらは社内での再利用が難しい種類のインキの為、止む無くは使用後は、廃棄処分になっており、廃棄処分量も生産量に比例し増加する見込み。
 一方で従来から使用しているインキについては、出来る限り新缶購入を控え残肉(調色済み)のインキを再利用するように努める。
 また、廃棄対象となるインキ・溶剤等については、これまで通り社内での再生(蒸留再生)を実施し、廃棄量の削減を継続する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

1.現状【前年度（2023年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	㊸-b 廃酸(廃液・汚泥)	㊸-a 廃油	㊸-b 廃油(ゲル)
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0.0t	8.7t	0.0t

これまでに実施した取り組み

印刷現場から排出される廃溶剤(廃油)の一部(13%)は、自社内の溶剤蒸留再生装置にて再生溶剤として再生利用している。
 再生装置への投入量に対し、63%近くの再生率で再生溶剤を精製し再利用している。
 一方で廃溶剤の有価物としての取引は2020年6月以降は終了しており、今後は自社での蒸留再生処理を中心に削減活動を継続して廃棄物としての処分委託量の削減に努める。

2.計画【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	㊸-b 廃酸(廃液・汚泥)	㊸-a 廃油	㊸-b 廃油(ゲル)
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0.0t	9.2t	0.0t

今後実施する予定の取り組み

今後も廃溶剤の排出量自体の削減を推進しつつ、最終的に排出された廃油(廃溶剤)については、可能な限り自社の蒸留再生装置による再生油精製に努め、稼働率ならびに再生率の向上を目指し運用の継続していく。

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

1.現状【前年度（2023年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	㊸-b 廃酸(廃液・汚泥)	㊸-a 廃油	㊸-b 廃油(ゲル)
全処理委託量	110.0t	43.0t	3.3t
優良認定処理業者への処理委託量	110.0t	0.0t	0.0t
再生利用業者への処理委託量	0.0t	43.0t	3.3t
認定熱回収業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t

これまでに実施した取り組み

ここ数年は当事業所における廃油の排出量は、自社での再生処理などの活動の効果あり、外部委託処理量としては一定傾向あった。
 廃棄物の削減は、事業所における分別と自社での蒸留再生を有益且つ適正に処理することで実行できた。
 一方で2022年度までと異なり、特別管理産業廃棄物の全委託量の7割を廃酸(廃液)が占める結果となり、廃油を大きく上回りました。
 廃液(廃酸)の処分については、外部業者への委託処理に頼らざるを得ないが、これまで通り、廃油(廃溶剤)の再生利用(蒸留再生)は今後も継続することで廃油の排出量(委託量)の削減に努める。

2.計画【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	㊸-b 廃酸(廃液・汚泥)	㊸-a 廃油	㊸-b 廃油(ゲル)
全処理委託量	115.5t	45.1t	3.5t
優良認定処理業者への処理委託量	115.5t	0.0t	0.0t
再生利用業者への処理委託量	0.0t	15.1t	3.5t
認定熱回収業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t

今後実施する予定の取り組み

廃棄物の再資源化・自社再生利用など、これまでの取組を継続しつつ将来的には設備拡充を図り、廃溶剤の再利用など廃棄物の削減を目指し、あらゆる廃棄物の削減に向け有益にと考えられる活動を模索していく。

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にとっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 6年 月 日

船橋市長 殿



提出者

住 所 船橋市習志野4丁目16番12号
 氏 名 朋和産業株式会社
 代表取締役社長 小澤 善孝
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 電話番号 047-456-5011

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和5年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	朋和産業株式会社 習志野工場
事業場の所在地	千葉県船橋市習志野4丁目11番10号
事業の種類	大分類:製造業,中分類:印刷・同関連業,小分類:紙以外の印刷業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	69.0 t	全処理委託量	56.6 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	12.4 t	優良認定処理業者への処理委託量	0.1 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	56.5 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の処理委託量	0 t

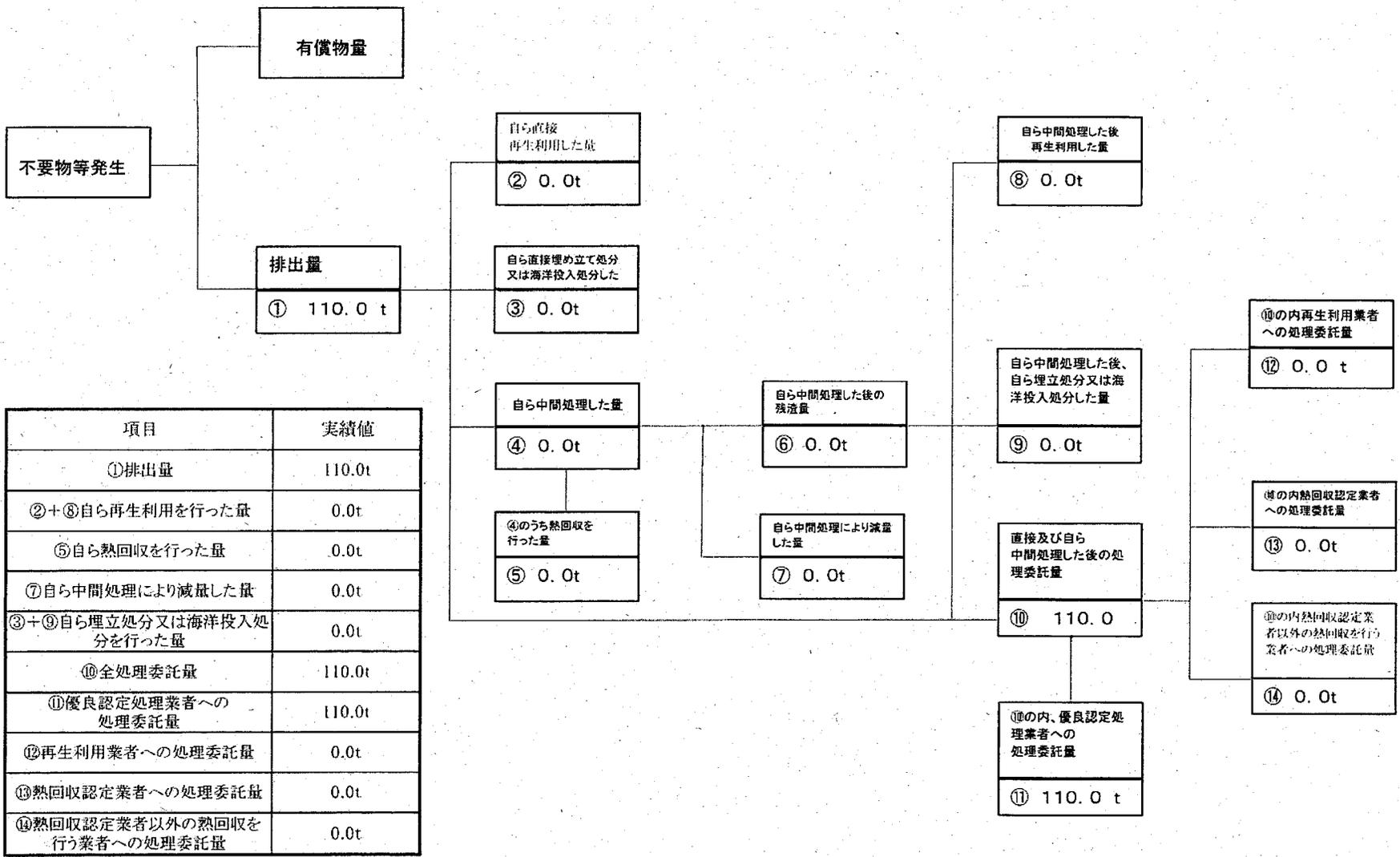
電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 前年度	65.7 t 165 t
------------------------------------	-------------	-----------------

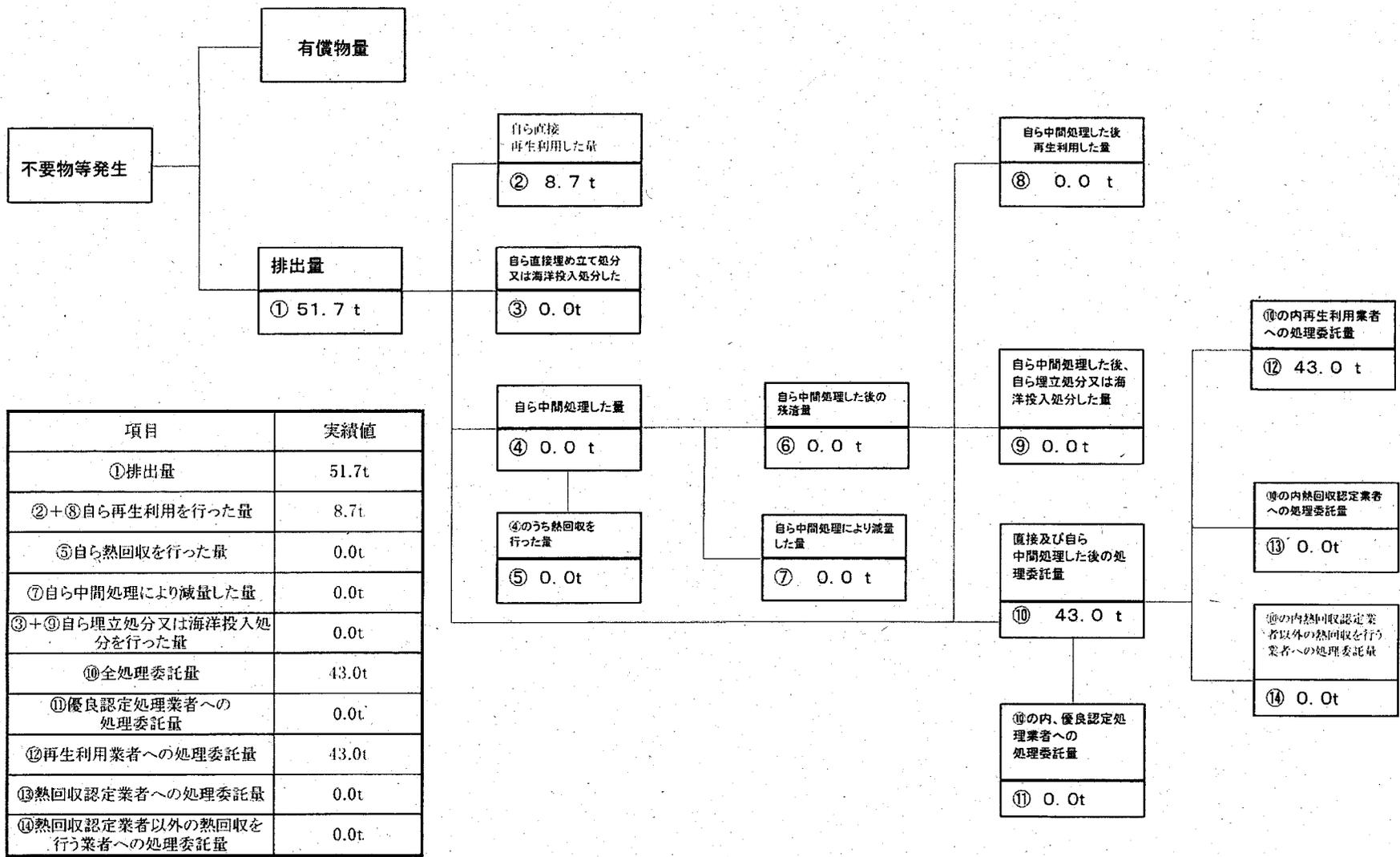
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)
 2022年度は8月より特別管理産業廃棄物についても、電子マニフェストの運用を開始した。
 今後も電子マニフェスト運用を継続していく。

※事務処理欄

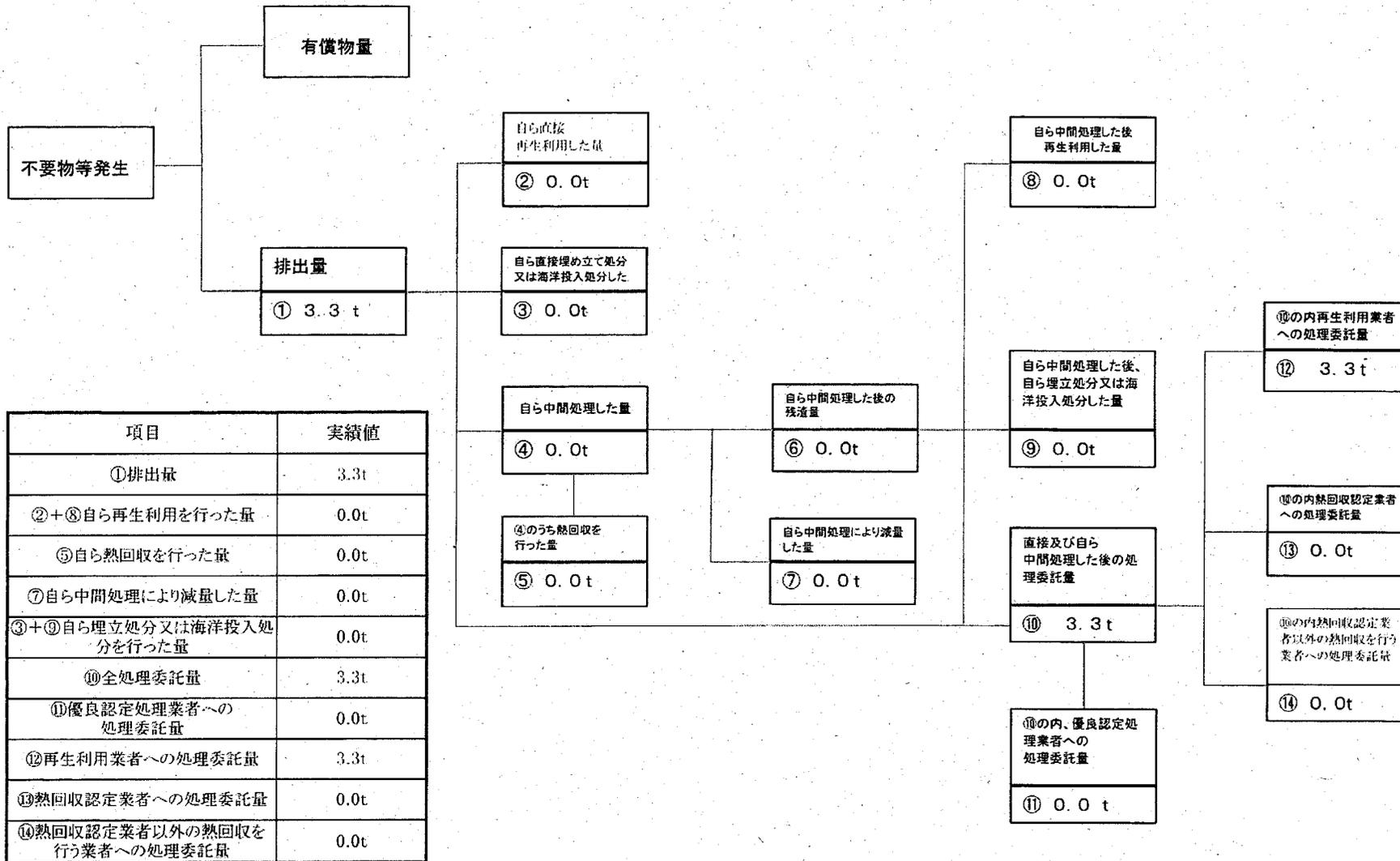
計画の実施状況 (特別産業廃棄物の種類:有害(廃酸)廃液・汚泥)



項目	実績値
①排出量	110.0t
②+⑧自らが再生利用を行った量	0.0t
⑤自らが熱回収を行った量	0.0t
⑦自らが中間処理により減量した量	0.0t
③+⑨自らが埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0t
⑩全処理委託量	110.0t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	110.0t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t



項目	実績値
①排出量	51.7t
②+⑧自ら再生利用を行った量	8.7t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0t
⑩全処理委託量	43.0t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0t
⑫再生利用業者への処理委託量	43.0t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。